

# あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番 50 号  
株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## 目 次

### 教 委 規 則

- 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則（第 3 号）…………… 2

### 告 示

- 指定代理納付者の指定について（第 273 号）…………… 2
- 専決処分した予算およびその要領について（第 274 号）…………… 2
- 令和 3 年 9 月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第 275 号）…………… 3
- 令和 3 年 9 月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第 276 号）…………… 6
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第 277 号）…………… 20
- 指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者の廃止について（第 278 号）…………… 20
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の名称変更について（第 279 号）…………… 21
- 差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について（第 280 号）…………… 21
- 令和 3 年 9 月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第 281 号）…………… 21
- 市道路線の認定について（第 282 号）…………… 41
- 道路の区域決定および供用開始について（第 283 号）…………… 41
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更、休止および廃止について（第 284 号）…………… 42
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第 285 号）…………… 42
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第 286 号）…………… 42
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第 287 号）…………… 43
- 令和 3 年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第 288 号）…………… 43
- 令和元年度、令和 2 年度および令和 3 年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第 289 号）…………… 43
- 地縁による団体の認可について（第 290 号）…………… 43
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車の撤去および保管について（第 291 号）…………… 43
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第 292 号）…………… 44
- 秋田市総合教育会議の招集について（第 293 号）…………… 44
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について

- （第 294 号）…………… 44
- 秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第 295 号）…………… 44
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第 296 号）…………… 44
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第 297 号）…………… 44
- 秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第 298 号）…………… 44

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第 15 号）…………… 45

### 選 管 告 示

- 令和 3 年 10 月 31 日執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（第 42 号）…………… 45
- 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 および 3 分の 1 の数について（第 43 号）…………… 45
- 令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第 44 号）…………… 45
- 令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員総選挙における在外投票の期日前投票所の指定について（第 45 号）…………… 45
- 令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所について（第 46 号）…………… 45
- 令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第 47 号）…………… 46
- 令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者およびその職務代理者の選任について（第 48 号）…………… 46
- 令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所について（第 49 号）…………… 46
- 令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻について（第 50 号）…………… 46
- 令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者およびその職務代理者の選任について（第 51 号）…………… 46
- 令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所および日時について（第 52 号）…………… 46
- 令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者およびその職務代理者の選任について（第 53 号）…………… 46

- 令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第54号）……………47
- 令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名等の掲示場所について（第55号）……………47
- 令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務代理者の変更選任について（第56号）……………47
- 令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務代理者の変更選任について（第57号）……………47

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第11号）……………47

上 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定の更新について（第14号）…47
- 指定給水装置工事事業者の指定の失効について（第15号）…48
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第16号）……………49
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第17号）……………49
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第18号）……………49

公 告

- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………49
- 市有地の売払いについて……………49
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………50
- 農用地利用集積計画の策定について……………50

教 委 規 則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月28日

秋田市教育委員会  
教育長 佐藤孝哉

秋田市教委規則第3号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立下新城小学校等共同調理場の項中「、上新城小学校」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰入金		千円 3,508,511	千円 147,850	千円 3,656,361
	2 基金繰入金	3,285,683	147,850	3,433,533

告 示

秋田市告示第273号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定代理納付者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月1日

秋田市長 穂積志

- 1 指定代理納付者の名称および所在地  
S B ペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入別紙（省略）のとおり
- 3 指定代理納付者を指定した年月日  
令和3年10月1日

秋田市告示第274号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和3年10月1日

秋田市長 穂積志

専決第29号

専 決 処 分 書

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第7号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年7月27日

秋田市長 穂積志

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,394,715千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

23 市債	17,087,600	60,000	17,147,600
1 市債	17,087,600	60,000	17,147,600
歳 入 合 計	143,186,865	207,850	143,394,715

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 53,383,349	千円 1,850	千円 53,385,199
	5 災害救助費	6,050	1,850	7,900
8 土木費		15,884,067	60,000	15,944,067
	2 道路橋りょう費	4,836,246	20,000	4,856,246
	3 河川費	425,823	40,000	465,823
11 災害復旧費		5	146,000	146,005
	1 農林水産施設災害復旧費	2	94,000	94,002
	2 公共土木施設災害復旧費	1	52,000	52,001
歳 出 合 計		143,186,865	207,850	143,394,715

第2表 市債補正

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
道 路 橋 り ょ う 費	千円 1,706,100	千円 60,000	千円 1,766,100			
計	17,087,600	60,000	17,147,600			

秋田市告示第275号

令和3年9月29日の「令和3年9月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和3年10月1日

秋田市長 穂 積 志

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第8号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,659,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,054,220千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規

定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の補正は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 27,176,185	千円 976,148	千円 28,152,333
	1 国庫負担金	20,239,276	64,045	20,303,321
	2 国庫補助金	6,874,273	912,103	7,786,376
17 県支出金		11,461,907	157,220	11,619,127
	2 県補助金	4,351,114	157,220	4,508,334
18 財産収入		186,552	94,522	281,074
	2 財産売払収入	39,595	94,522	134,117
20 繰入金		3,656,361	110,222	3,766,583
	2 基金繰入金	3,433,533	110,222	3,543,755
21 繰越金		1,324,417	100,393	1,424,810
	1 繰越金	1,324,417	100,393	1,424,810
23 市債		17,147,600	221,000	17,368,600
	1 市債	17,147,600	221,000	17,368,600
歳 入 合 計		143,394,715	1,659,505	145,054,220

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 17,799,308	千円 9,445	千円 17,808,753
	1 総務管理費	15,649,957	9,445	15,659,402
3 民生費		53,385,199	57,061	53,442,260
	1 社会福祉費	24,319,406	44,761	24,364,167
	2 児童福祉費	19,881,351	12,300	19,893,651
4 衛生費		11,847,234	1,035,244	12,882,478
	2 保健所費	3,805,425	904,834	4,710,259
	3 清掃費	5,524,303	130,410	5,654,713
6 農林水産業費		3,406,485	40,857	3,447,342

	1 農業費	2,551,267	29,357	2,580,624
	3 林業費	329,807	11,500	341,307
7 商工費		10,210,375	25,212	10,235,587
	1 商工費	10,210,375	25,212	10,235,587
8 土木費		15,944,067	130,829	16,074,896
	3 河川費	465,823	57,000	522,823
	5 都市計画費	4,946,290	73,829	5,020,119
9 消防費		3,817,059	8,283	3,825,342
	1 消防費	3,817,059	8,283	3,825,342
10 教育費		12,085,217	109,224	12,194,441
	4 高等学校費	932,231	95,851	1,028,082
	8 専修学校費	162,122	13,373	175,495
11 災害復旧費		146,005	243,350	389,355
	1 農林水産施設災害復旧費	94,002	243,350	337,352
歳 出 合 計		143,394,715	1,659,505	145,054,220

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	河川環境整備事業	千円 57,000

第3表 債務負担行為補正  
(追加)

事項	期間	限度額
小学校給食調理業務委託経費	令和3年度～令和4年度	千円 88,970
中学校給食調理業務委託経費	令和3年度～令和4年度	27,882

(変更)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
商店街空き店舗対策事業費補助金	令和3年度 ～ 令和4年度	千円 1,650	令和3年度 ～ 令和4年度	千円 3,450

第4表 市債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
道 路 橋 り ょ う 費	千円 1,766,100	千円 57,000	千円 1,823,100			
駅 周 辺 施 設 整 備 費	14,400	66,400	80,800			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		97,600	97,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし、財政の都合に より据置期間及び償還 期限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利に 借換することができる。
計	17,147,600	221,000	17,368,600			

秋田市告示第276号

令和3年9月29日の「令和3年9月秋田市議会定例会」におい

て認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和3年10月1日

秋田市長 穂 積 志

令和2年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 7,689,809,000	円 △109,904,000	円 -	円 7,579,905,000	円 7,649,732,402	円 69,827,402	
第1項 営業収益	7,004,511,000	△82,988,000	-	6,921,523,000	7,002,720,121	81,197,121	(うち、消費税及び地方消費税相当分 628,819,361円)
第2項 営業外収益	685,296,000	△26,916,000	-	658,380,000	647,012,281	△11,367,719	( " 2,356,750円)
第3項 特別利益	2,000	-	-	2,000	-	△2,000	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営企業法第 26条第2項の規定 による繰越額	不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額	小 計	合 計					
第1款 水 道 事 業 費 用	円 7,178,370,000	円 △374,974,000	円 -	円 0	円 -	円 6,803,396,000	円 -	円 6,803,396,000	円 6,518,542,318	円 25,419,000	円 259,434,682	
第1項 営業費用	6,681,769,000	△391,947,000	-	△9,213,000	-	6,280,609,000	-	6,280,609,000	5,999,292,913	25,419,000	255,897,087	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 226,169,642円)
第2項 営業外 費 用	491,701,000	17,973,000	-	9,213,000	-	518,887,000	-	518,887,000	518,884,204	-	2,796	
第3項 特別損失	3,100,000	△1,000,000	-	-	-	2,100,000	-	2,100,000	365,201	-	1,734,799	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 1,454円)
第4項 予備費	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000	-	1,800,000	-	-	1,800,000	

(2) 資本的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額				合 計
第1款 資本的収入	円 1,608,723,000	円 △73,824,000	円 1,534,899,000	円 43,085,000	円 -	円 1,577,984,000	円 1,555,194,395	円 △22,789,605	
第1項 企業債	1,044,500,000	△400,000	1,044,100,000	31,100,000	-	1,075,200,000	1,064,600,000	△10,600,000	
第2項 出資金	94,409,000	-	94,409,000	-	-	94,409,000	94,409,000	0	
第3項 補助金	130,300,000	△35,527,000	94,773,000	-	-	94,773,000	103,631,000	8,858,000	
第4項 固定資産 売却代金	1,000	203,000	204,000	-	-	204,000	204,600	600	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 18,600円)
第5項 負担金及び 寄附金	339,513,000	△38,100,000	301,413,000	11,985,000	-	313,398,000	292,349,795	△21,048,205	(〃 19,488,000円) 翌年度繰越額 27,761,000円)

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額		合 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費通 次繰越額			合 計
第1款 資本的支出	円 4,384,210,000	円 △272,341,000	円 -	円 4,111,869,000	円 78,062,000	円 -	円 4,189,931,000	円 4,076,681,919	円 44,653,000	円 10,000,000	円 54,653,000	円 58,596,081	
第1項 建設 改良費	2,878,278,000	△281,144,000	-	2,597,134,000	78,062,000	-	2,675,196,000	2,561,950,185	44,653,000	10,000,000	54,653,000	58,592,815	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 217,178,743円)
第2項 企業債 償還金	1,505,932,000	-	-	1,505,932,000	-	-	1,505,932,000	1,505,929,688	-	-	-	2,312	
第3項 国庫補助金 返還金	-	8,803,000	-	8,803,000	-	-	8,803,000	8,802,046	-	-	-	954	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,521,487,524円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額197,046,639円、減債積立金408,525,499円及び過年度分損益勘定留保資金1,915,915,386円で補てんした。

令和2年度秋田市水道事業損益計算書  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	6,079,234,815		
(2) 受 託 工 事 収 益	82,205,924		
(3) そ の 他 営 業 収 益	212,460,021	6,373,900,760	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	912,353,379		
(2) 配 水 費	947,981,875		
(3) 給 水 費	422,036,510		
(4) 受 託 工 事 費	102,339,756		
(5) 業 務 費	445,256,033		
(6) 総 係 費	357,011,368		
(7) 減 価 償 却 費	2,523,516,502		
(8) 資 産 減 耗 費	62,627,848	5,773,123,271	
営 業 利 益			600,777,489



3 営 業 外 収 益			
(1) 受取利息及び配当金	683,555		
(2) 他会計補助金	22,470,000		
(3) 長期前受金戻入	577,828,862		
(4) 雑 収 益	43,673,164	644,655,581	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	318,679,640		
(2) 雑 支 出	1,303,067	319,982,707	324,672,874
経 常 利 益			925,450,363
5 特 別 損 失			
(1) 固定資産売却損	340,550		
(2) 過年度損益修正損	23,197	363,747	△363,747
当 年 度 純 利 益			925,086,616
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金 変 動 額			408,525,499
当年度未処分利益剰余金			<u>1,333,612,115</u>

令和2年度秋田市水道事業剰余金計算書  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

	剰 余 金											資本合計
	資本金	資 本 剰 余 金					利 益 剰 余 金					
		受贈財産 評価額	補助金	寄附金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	建設改良 積立金	減 債 積立金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合計		
前年度末残高	22,185,540,674	5,066,192,972	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896	7,675,792,126	2,538,433,418	-	1,275,988,820	3,814,422,238	33,675,755,038	
前年度処分額	458,463,321	-	-	-	-	-	409,000,000	408,525,499	△1,275,988,820	△458,463,321	0	
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	458,463,321	-	-	-	-	-	409,000,000	408,525,499	△1,275,988,820	△458,463,321	0	
資本金への組入	458,463,321	-	-	-	-	-	-	-	△458,463,321	△458,463,321	0	
減債積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-	408,525,499	△408,525,499	0	0	
建設改良積立金の積立	-	-	-	-	-	-	409,000,000	-	△409,000,000	0	0	
処 分 後 残 高	22,644,003,995	5,066,192,972	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896	7,675,792,126	2,947,433,418	408,525,499	(繰越利益剰余金) 0	3,355,958,917	33,675,755,038	
当年度変動額	94,409,000	467,838	-	-	-	467,838	-	△408,525,499	1,333,612,115	925,086,616	1,019,963,454	
減債積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	△408,525,499	408,525,499	0	0	
受贈財産の受入	-	467,838	-	-	-	467,838	-	-	-	-	467,838	
他会計繰入金の受入	94,409,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94,409,000	
当年度純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	925,086,616	925,086,616	925,086,616	
当年度末残高	22,738,412,995	5,066,660,810	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896	7,676,259,964	2,947,433,418	0	(当年度未処分利益剰余金) 1,333,612,115	4,281,045,533	34,695,718,492	

令和2年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	22,738,412,995	7,676,259,964	1,333,612,115
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	408,525,499	-	△1,333,612,115



資本金への組入	408,525,499	-	△408,525,499
減債積立金の積立	-	-	△462,086,616
建設改良積立金の積立	-	-	△463,000,000
処 分 後 残 高	23,146,938,494	7,676,259,964	(繰越利益剰余金) 0

令和2年度秋田市水道事業貸借対照表  
(令和3年3月31日)

	資 産 の 部		
	円	円	円
<b>1 固 定 資 産</b>			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		2,034,641,911	
ロ 建 物	4,460,341,947		
減価償却累計額	<u>△2,766,571,789</u>	1,693,770,158	
ハ 構 築 物	100,079,773,153		
減価償却累計額	<u>△46,611,557,001</u>	53,468,216,152	
ニ 機 械 及 び 装 置	14,855,510,581		
減価償却累計額	<u>△12,575,823,578</u>	2,279,687,003	
ホ 車 両 運 搬 具	84,791,030		
減価償却累計額	<u>△66,083,792</u>	18,707,238	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	378,205,228		
減価償却累計額	<u>△281,140,972</u>	97,064,256	
ト リ ー ス 資 産	81,384,333		
減価償却累計額	<u>△5,343,648</u>	76,040,685	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>244,870,076</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			59,912,997,479
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		5,504,600	
ロ グ ラ ム 使 用 権		1,852,410,223	
ハ 専 用 橋 利 用 権		49,454,493	
ニ 施 設 利 用 権		<u>14,014,730</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			1,921,384,046
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 出 資 金		<u>4,800,000</u>	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>4,800,000</u>
固 定 資 産 合 計			61,839,181,525
<b>2 流 動 資 産</b>			
(1) 現 金 ・ 預 金			12,383,251,437
(2) 未 収 金	918,662,224		
貸 倒 引 当 金	<u>△45,966,554</u>	872,695,670	
(3) 貯 蔵 品		75,856,998	
(4) 前 払 金		<u>9,586,900</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>13,341,391,005</u>
資 産 合 計			<u>75,180,572,530</u>

		負 債 の 部		資 本 の 部	
		円	円	円	円
3	固 定 負 債				
(1)	企 業 債				
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>21,553,918,380</u>			
	企 業 債 合 計		21,553,918,380		
(2)	リ ー ス 債 務		52,256,215		
(3)	引 当 金				
	イ 退 職 給 付 引 当 金	1,099,344,343			
	ロ 修 繕 引 当 金	<u>978,113,517</u>			
	引 当 金 合 計		<u>2,077,457,860</u>		
	固 定 負 債 合 計				23,683,632,455
4	流 動 負 債				
(1)	企 業 債				
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,486,882,482</u>			
	企 業 債 合 計		1,486,882,482		
(2)	リ ー ス 債 務		9,784,013		
(3)	未 払 金		879,074,405		
(4)	引 当 金				
	イ 賞 与 引 当 金	59,639,013			
	ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	<u>11,618,296</u>			
	引 当 金 合 計		71,257,309		
(5)	預 り 金		193,021,992		
(6)	そ の 他 流 動 負 債		<u>1,500,000</u>		
	流 動 負 債 合 計				2,641,520,201
5	繰 延 収 益				
	長 期 前 受 金		18,088,038,831		
	収 益 化 累 計 額		△3,928,337,449		
	繰 延 収 益 合 計				<u>14,159,701,382</u>
	負 債 合 計				<u>40,484,854,038</u>
6	資 本 金				22,738,412,995
7	剰 余 金				
(1)	資 本 剰 余 金				
	イ 受 贈 財 産 評 価 額	5,066,660,810			
	ロ 補 助 金	295,420,304			
	ハ 寄 附 金	2,297,129,954			
	ニ その他資本剰余金	<u>17,048,896</u>			
	資 本 剰 余 金 合 計		7,676,259,964		
(2)	利 益 剰 余 金				
	イ 建 設 改 良 積 立 金	2,947,433,418			
	ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>1,333,612,115</u>			
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>4,281,045,533</u>		
	剰 余 金 合 計				<u>11,957,305,497</u>
	資 本 合 計				<u>34,695,718,492</u>
	負 債 資 本 合 計				<u>75,180,572,530</u>

令和2年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額							決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企 業法第24条 第3項の規定 による支出 額に係る財 源充当額	小 計	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰上 り繰下しの 繰越額に係 る財源充当 額	継続費通 次繰越額 に係る財源 充当額	合 計			
第1款 下水道事業 収 入	円 11,002, 070,000	円 △284, 413,000	円 -	円 10,717, 657,000	円 -	円 -	円 10,717, 657,000	円 10,783, 449,155	円 65,792,155	
第1項 営業収益	7,468, 166,000	△97, 913,000	-	7,370, 253,000	-	-	7,370, 253,000	7,439, 692,873	69,439,873	(うち、消費税及び地方消費税 相当分 485,813,066円)
第2項 営業外収益	3,533, 902,000	△186, 644,000	-	3,347, 258,000	-	-	3,347, 258,000	3,343, 544,030	△3,713,970	( " 155,825円 翌年度繰越額 3,712,000円)
第3項 特別利益	2,000	144,000	-	146,000	-	-	146,000	212,252	66,252	(うち、消費税及び地方消費税 相当分 17,097円)

支 出

区 分	予 算 額							翌年度繰越額			不用額	備 考		
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企 業法第24条第3 項の規定に よる支出 額	小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定に よる繰上 り繰下しの 繰越額	継続費通 次繰越額	合 計	決算額			地方公営 企業法第26 条第2項の 規定による 繰越額	継続費通 次繰越額
第1款 下水道事業 費 用	円 10,561, 045,000	円 △122, 751,000	円 -	円 -	円 10,438, 294,000	円 8,400,000	円 -	円 10,446, 694,000	円 10,183, 893,585	円 8,426,000	円 49,758,800	円 58,184,800	円 204,615,615	
第1項 営業費用	9,525, 865,000	△76, 727,000	-	-	9,449, 138,000	8,400,000	-	9,457, 538,000	9,255, 147,259	8,426,000	49,758,800	58,184,800	144,205,941	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 291,227,393円)
第2項 営業外 費 用	1,031, 129,000	△50, 712,000	-	-	980, 417,000	-	-	980, 417,000	924, 037,619	-	-	-	56,379,381	
第3項 特別損失	1, 501,000	4, 688,000	-	-	6, 189,000	-	-	6, 189,000	4, 708,707	-	-	-	1,480,293	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 1,836円)
第4項 予 備 費	2, 550,000	-	-	-	2, 550,000	-	-	2, 550,000	-	-	-	-	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額					合 計	決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企 業法第26条の 規定による 繰越額に係 る財源充当 額	継続費通 次繰越額 に係る財源 充当額				
第1款 資本的収入	円 5,121,242,000	円 147,570,000	円 5,268,812,000	円 2,202,903,000	円 152,000,000	円 7,623,715,000	円 5,546,677,480	円 △2,077, 037,520	
第1項 企業債	2,958,900,000	144,900,000	3,103,800,000	1,341,500,000	72,000,000	4,517,300,000	3,144,400,000	△1,372, 900,000	翌年度繰越額 1,370,300,000円
第2項 出 資 金	877,528,000	-	877,528,000	-	-	877,528,000	877,528,000	0	
第3項 補 助 金	1,138,100,000	-	1,138,100,000	848,673,000	80,000,000	2,066,773,000	1,432,579,905	△634,193,095	翌年度繰越額 634,159,000円
第4項 負 担 金	146,713,000	△5,079,000	141,634,000	12,730,000	-	154,364,000	84,418,644	△69,945,356	" 2,387,000円
第5項 固定資産 売却代金	1,000	7,749,000	7,750,000	-	-	7,750,000	7,750,931	931	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 800円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
第1款 資本的支出	9,525, 円 972,000	148, 円 727,000	円 -	9,674, 円 699,000	2,564, 円 740,000	160, 円 000,000	12,399, 円 439,000	9,988, 円 708,039	2,375, 円 534,000	円 -	2,375, 円 534,000	35, 円 196,961	
第1項 建設 改良費	3,932, 円 790,000	144, 円 948,000	-	4,077, 円 738,000	2,564, 円 740,000	160, 円 000,000	6,802, 円 478,000	4,391, 円 748,771	2,375, 円 534,000	-	2,375, 円 534,000	35, 円 195,229	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 359,405,935円)
第2項 企業債 償還金	5,593, 円 182,000	-	-	5,593, 円 182,000	-	-	5,593, 円 182,000	5,593, 円 180,628	-	-	-	1,372	
第3項 国庫補助金 返還金	-	3,779,000	-	3,779,000	-	-	3, 円 779,000	3, 円 778,640	-	-	-	360	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,442,030,559円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額231,429,978円、減債積立金1,177,180,000円、過年度分損益勘定留保資金1,834,007,086円及び当年度分損益勘定留保資金1,199,413,495円で補てんした。

令和2年度秋田市下水道事業損益計算書  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

	円	円	円
<b>1 営 業 収 益</b>			
(1) 下水道使用料	4,862,392,707		
(2) 他会計負担金	2,091,288,000		
(3) その他営業収益	199,100	6,953,879,807	
<b>2 営 業 費 用</b>			
(1) 管 渠 費	386,951,315		
(2) ポ ン プ 場 費	483,453,273		
(3) 処 理 場 費	263,255,198		
(4) 流 域 下 水 道 費	1,463,418,187		
(5) 業 務 費	318,651,075		
(6) 総 係 費	304,313,923		
(7) 減 価 償 却 費	5,285,672,206		
(8) 資 産 減 耗 費	458,204,689	8,963,919,866	
<b>営 業 損 失</b>			2,010,040,059
<b>3 営 業 外 収 益</b>			
(1) 受取利息及び配当金	73,059		
(2) 他会計補助金	1,211,511,000		
(3) 補 助 金	4,787,500		
(4) 長期前受金戻入	2,103,255,141		
(5) 雑 収 益	23,761,711	3,343,388,411	
<b>4 営 業 外 費 用</b>			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	834,693,457		
(2) 雑 支 出	126,017,587	960,711,044	2,382,677,367
<b>経 常 利 益</b>			372,637,308
<b>5 特 別 利 益</b>			
(1) 過年度損益修正益	195,155	195,155	
<b>6 特 別 損 失</b>			
(1) 固定資産売却損	4,687,788		
(2) 過年度損益修正損	19,083	4,706,871	△4,511,716
<b>当 年 度 純 利 益</b>			368,125,592
<b>前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金</b>			0

その他未処分利益剰余金	1,177,180,000
変動額	
当年度未処分利益剰余金	<u>1,545,305,592</u>

令和2年度秋田市下水道事業剰余金計算書  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

	剰 余 金										資本合計
	資本金	資本剰余金					利益剰余金				
		受贈財産 評価額	負担金	寄附金	補助金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分 利益剰余金	利益剰余金 合計		
前年度末残高	円 38,235,394,442	円 2,191,860,784	円 1,289,373,539	円 21,327	円 1,219,823,154	円 4,701,078,804	円 -	円 2,195,489,699	円 2,195,489,699	円 45,131,962,945	
前年度処分額	1,018,309,699	-	-	-	-	-	1,177,180,000	△2,195,489,699	△1,018,309,699	0	
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分	1,018,309,699	-	-	-	-	-	1,177,180,000	△2,195,489,699	△1,018,309,699	0	
資本金への組入	1,018,309,699	-	-	-	-	-	-	△1,018,309,699	△1,018,309,699	0	
減債積立金の積立	-	-	-	-	-	-	1,177,180,000	△1,177,180,000	0	0	
処分後残高	円 39,253,704,141	円 2,191,860,784	円 1,289,373,539	円 21,327	円 1,219,823,154	円 4,701,078,804	円 1,177,180,000	(繰越利益剰余金) 0	円 1,177,180,000	円 45,131,962,945	
当年度変動額	877,528,000	21,415,748	-	-	△3,778,640	17,637,108	△1,177,180,000	1,545,305,592	368,125,592	1,263,290,700	
減債積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	△1,177,180,000	1,177,180,000	0	0	
受贈財産の受入	-	21,415,748	-	-	-	21,415,748	-	-	-	21,415,748	
補助金の返還	-	-	-	-	△3,778,640	△3,778,640	-	-	-	△3,778,640	
他会計繰入金の受入	877,528,000	-	-	-	-	-	-	-	-	877,528,000	
当年度純利益	-	-	-	-	-	-	-	368,125,592	368,125,592	368,125,592	
当年度末残高	円 40,131,232,141	円 2,213,276,532	円 1,289,373,539	円 21,327	円 1,216,044,514	円 4,718,715,912	円 0	(当年度未処分利益剰余金) 1,545,305,592	円 1,545,305,592	円 46,395,253,645	

※補助金の返還による資本剰余金の減額は、国庫補助金を充当して取得した土地の売却によるものである。

令和2年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	未処分 利益剰余金
当年度末残高	円 40,131,232,141	円 4,718,715,912	円 1,545,305,592
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	1,177,180,000	-	△1,545,305,592
資本金への組入	1,177,180,000	-	△1,177,180,000
減債積立金の積立	-	-	△368,125,592
処分後残高	41,308,412,141	4,718,715,912	(繰越利益剰余金) 0

令和2年度秋田市下水道事業貸借対照表  
(令和3年3月31日)

		資 産 の 部			
		円	円	円	円
<b>1 固 定 資 産</b>					
(1) 有 形 固 定 資 産					
イ	土 地		2,794,895,110		
ロ	建 物	4,671,099,487			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△2,234,517,541</u>	2,436,581,946		
ハ	構 築 物	208,568,794,653			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△68,300,085,333</u>	140,268,709,320		
ニ	機 械 及 び 装 置	22,878,646,127			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△14,959,968,741</u>	7,918,677,386		
ホ	車 両 運 搬 具	25,226,939			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△18,516,694</u>	6,710,245		
ヘ	工 具、器 具 及 び 備 品	30,900,385			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△21,488,677</u>	9,411,708		
ト	建 設 仮 勘 定		<u>571,403,330</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			<u>154,006,389,045</u>	
(2) 無 形 固 定 資 産					
イ	施 設 利 用 権		9,199,484,486		
ロ	電 話 加 入 権		<u>12,219,200</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>9,211,703,686</u>	
	固 定 資 産 合 計				<u>163,218,092,731</u>
<b>2 流 動 資 産</b>					
(1) 現 金 ・ 預 金					
				4,223,054,549	
(2) 未 収 金					
			662,886,802		
	貸 倒 引 当 金		<u>△55,880,564</u>	607,006,238	
(3) 前 払 金					
				592,473,480	
(4) そ の 他 流 動 資 産					
				<u>100,000</u>	
	流 動 資 産 合 計				<u>5,422,634,267</u>
	資 産 合 計				<u>168,640,726,998</u>

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金10,766,169円および分担金552,500円を予定している。

		負 債 の 部			
		円	円	円	円
<b>3 固 定 負 債</b>					
(1) 企 業 債					
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>58,589,166,184</u>		
	企 業 債 合 計			<u>58,589,166,184</u>	
(2) 引 当 金					
イ	退職給付引当金		627,973,791		
ロ	修繕引当金		<u>999,204,000</u>		
	引 当 金 合 計			<u>1,627,177,791</u>	
	固 定 負 債 合 計				<u>60,216,343,975</u>
<b>4 流 動 負 債</b>					
(1) 企 業 債					
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>5,539,885,207</u>		
	企 業 債 合 計			<u>5,539,885,207</u>	
(2) 未 払 金					
				1,071,808,583	

(3) 引当金			
イ 賞与引当金	34,686,940		
ロ 法定福利費引当金	<u>6,770,686</u>		
引当金合計		41,457,626	
(4) その他流動負債		<u>2,144,781</u>	
流動負債合計			6,655,296,197
5 繰延収益			
長期前受金		68,820,288,402	
収益化累計額		<u>△13,446,455,221</u>	
繰延収益合計			55,373,833,181
負債合計			<u>122,245,473,353</u>
資 本 の 部			
6 資本金			40,131,232,141
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	2,213,276,532		
ロ 負担金	1,289,373,539		
ハ 寄附金	21,327		
ニ 補助金	<u>1,216,044,514</u>		
資本剰余金合計		4,718,715,912	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,545,305,592</u>		
利益剰余金合計		<u>1,545,305,592</u>	
剰余金合計			6,264,021,504
資本合計			46,395,253,645
負債資本合計			<u>168,640,726,998</u>

令和2年度秋田市農業集落排水事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水事業収益	円 747,190,000	円 △29,316,000	円 -	円 717,874,000	円 712,186,753	円 △5,687,247	
第1項 営業収益	128,049,000	3,564,000	-	131,613,000	132,545,986	932,986	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 11,955,389円)
第2項 営業外収益	619,140,000	△32,880,000	-	586,260,000	579,640,767	△6,619,233	
第3項 特別利益	1,000	-	-	1,000	-	△1,000	
第2款 個別排水処理事業収益	33,217,000	△119,000	-	33,098,000	33,088,655	△9,345	
第1項 営業収益	8,497,000	198,000	-	8,695,000	8,686,740	△8,260	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 788,916円)
第2項 営業外収益	24,718,000	△317,000	-	24,401,000	24,401,915	915	
第3項 特別利益	2,000	-	-	2,000	-	△2,000	
合 計	780,407,000	△29,435,000	-	750,972,000	745,275,408	△5,696,592	



支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不 用 額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額					合 計
第1款 農業集落排水 事業費用	744,462,000	△29,643,000	円-	円0	円-	714,819,000	円-	714,819,000	692,402,022	円-	22,416,978	
第1項 営業費用	689,961,000	△30,153,000	-	△1,215,000	-	658,593,000	-	658,593,000	637,226,722	-	21,366,278	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 16,216,306円)
第2項 営業外 費用	53,951,000	510,000	-	1,215,000	-	55,676,000	-	55,676,000	55,175,300	-	500,700	
第3項 特別損失	50,000	-	-	-	-	50,000	-	50,000	-	-	50,000	
第4項 予備費	500,000	-	-	-	-	500,000	-	500,000	-	-	500,000	
第2款 個別排水処理 事業費用	33,925,000	△140,000	-	-	-	33,785,000	-	33,785,000	31,759,495	-	2,025,505	
第1項 営業費用	31,987,000	△140,000	-	-	-	31,847,000	-	31,847,000	29,925,142	-	1,921,858	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 1,316,496円)
第2項 営業外 費用	1,836,000	-	-	-	-	1,836,000	-	1,836,000	1,834,353	-	1,647	
第3項 特別損失	2,000	-	-	-	-	2,000	-	2,000	-	-	2,000	
第4項 予備費	100,000	-	-	-	-	100,000	-	100,000	-	-	100,000	
合 計	778,387,000	△29,783,000	-	0	-	748,604,000	-	748,604,000	724,161,517	-	24,442,483	

(2) 資本的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水 事業資本的収入	202,328,000	△35,909,000	166,419,000	円-	円-	166,419,000	164,989,579	△1,429,421	
第1項 企業債	12,800,000	△800,000	12,000,000	-	-	12,000,000	11,700,000	△300,000	
第2項 出資金	128,745,000	△25,675,000	103,070,000	-	-	103,070,000	93,905,000	△9,165,000	
第3項 補助金	8,000,000	-	8,000,000	-	-	8,000,000	8,000,000	0	
第4項 負担金	51,000,000	△9,434,000	41,566,000	-	-	41,566,000	49,601,579	8,035,579	
第5項 基金 繰入	1,783,000	-	1,783,000	-	-	1,783,000	1,783,000	0	
第2款 個別排水処理 事業資本的収入	12,504,000	△2,447,000	10,057,000	-	-	10,057,000	10,047,400	△9,600	
第1項 企業債	2,000,000	△400,000	1,600,000	-	-	1,600,000	1,600,000	0	
第2項 出資金	9,719,000	△1,974,000	7,745,000	-	-	7,745,000	7,735,000	△10,000	

第3項 補助金	587,000	△51,000	536,000	-	-	536,000	536,000	0
第4項 負担金	198,000	△22,000	176,000	-	-	176,000	176,400	400
合 計	214,832,000	△38,356,000	176,476,000	-	-	176,476,000	175,036,979	△1,439,021

支 出

区 分	予 算 額						決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額		合計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	管 理 費 通次 繰越額			合計
第1款 農業集落排水事業資本的支出	423,148,000	△35,909,000	円-	387,239,000	円-	円-	387,239,000	385,710,003	円-	円-	円-	1,528,997	
第1項 建設改良費	125,859,000	△35,909,000	-	89,950,000	-	-	89,950,000	88,421,947	-	-	-	1,528,053	(うち、消費税及び地方消費税相当分7,615,232円)
第2項 企業債還金	297,287,000	-	-	297,287,000	-	-	297,287,000	297,286,056	-	-	-	944	
第3項 投資	2,000	-	-	2,000	-	-	2,000	2,000	-	-	-	0	
第2款 個別排水処理事業資本的支出	19,937,000	△2,750,000	-	17,187,000	-	-	17,187,000	16,929,437	-	-	-	257,563	
第1項 建設改良費	11,613,000	△2,750,000	-	8,863,000	-	-	8,863,000	8,606,148	-	-	-	256,852	(うち、消費税及び地方消費税相当分224,974円)
第2項 企業債還金	8,324,000	-	-	8,324,000	-	-	8,324,000	8,323,289	-	-	-	711	
合 計	443,085,000	△38,659,000	-	404,426,000	-	-	404,426,000	402,639,440	-	-	-	1,786,560	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額227,602,461円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,538,936円、減債積立金20,873,869円及び過年度分損益勘定留保資金204,189,656円で補てんした。

令和2年度秋田市農業集落排水事業損益計算書  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

	円	円	円	円
<b>1 農業集落排水事業営業収益</b>				
(1) 農業集落排水施設使用料	119,663,597			
(2) 他会計負担金	927,000	120,590,597		
<b>2 個別排水処理事業営業収益</b>				
(1) 個別排水処理施設使用料	2,279,590			
(2) 特定地域生活排水処理施設 使 用 料	5,618,234	7,897,824	128,488,421	
<b>3 農業集落排水事業営業費用</b>				
(1) 管 渠 費	42,034,430			
(2) 処 理 場 費	117,581,133			
(3) 業 務 費	5,396,463			
(4) 総 係 費	16,410,669			
(5) 減 価 償 却 費	411,741,021			
(6) 資 産 減 耗 費	27,846,700	621,010,416		
<b>4 個別排水処理事業営業費用</b>				
(1) 個別排水処理施設 浄 化 槽 費	3,427,150			
(2) 個別排水処理施設 業 務 費	102,728			

(3) 個別排水処理施設 減価償却費	3,636,724			
(4) 特定地域生活排水処理施設 浄化槽費	10,529,644			
(5) 特定地域生活排水処理施設 業務費	347,640			
(6) 特定地域生活排水処理施設 減価償却費	10,564,760	28,608,646	649,619,062	
営業損失				521,130,641
<b>5 農業集落排水事業営業外収益</b>				
(1) 受取利息及び配当金	31,112			
(2) 他会計補助金	352,003,000			
(3) 長期前受金戻入	226,027,005			
(4) 雑収益	1,579,753	579,640,870		
<b>6 個別排水処理事業営業外収益</b>				
(1) 個別排水処理施設 他会計補助金	5,677,000			
(2) 個別排水処理施設 長期前受金戻入	279,356			
(3) 特定地域生活排水処理施設 他会計補助金	17,283,000			
(4) 特定地域生活排水処理施設 長期前受金戻入	1,162,559	24,401,915	604,042,785	
<b>7 農業集落排水事業営業外費用</b>				
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	50,715,500			
(2) 雑支出	11,787,336	62,502,836		
<b>8 個別排水処理事業営業外費用</b>				
(1) 個別排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	227,229			
(2) 特定地域生活排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	1,607,124	1,834,353	64,337,189	539,705,596
経常利益				18,574,955
当年度純利益				18,574,955
前年度繰越利益剰余金				0
その他未処分利益剰余金				20,873,869
変動額				
当年度未処分利益剰余金				39,448,824

令和2年度秋田市農業集落排水事業剰余金計算書  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

	資本金	剰余金						資本合計
		資本剰余金			利益剰余金			
		負担金	補助金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分 利益剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	円 3,044,117,585	円 3,560,414	円 219,083,940	円 222,644,354	円 -	円 40,938,053	円 40,938,053	円 3,307,699,992
前年度処分額	20,064,184	-	-	-	20,873,869	△40,938,053	△20,064,184	0
秋田市水道事業等の設置等 に関する条例第5条による 処分	20,064,184	-	-	-	20,873,869	△40,938,053	△20,064,184	0
資本金への組入	20,064,184	-	-	-	-	△20,064,184	△20,064,184	0
減債積立金の積立	-	-	-	-	20,873,869	△20,873,869	0	0

処 分 後 残 高	3,064,181,769	3,560,414	219,083,940	222,644,354	20,873,869	(繰越利益剰余金) 0	20,873,869	3,307,699,992
当 年 度 変 動 額	101,640,000	-	-	-	△20,873,869	39,448,824	18,574,955	120,214,955
減債積立金の取崩	-	-	-	-	△20,873,869	20,873,869	0	0
他会計繰入金の受入	101,640,000	-	-	-	-	-	-	101,640,000
当 年 度 純 利 益	-	-	-	-	-	18,574,955	18,574,955	18,574,955
当 年 度 末 残 高	3,165,821,769	3,560,414	219,083,940	222,644,354	0	(当年度末繰上利益剰余金) 39,448,824	39,448,824	3,427,914,947

令和2年度秋田市農業集落排水事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
	円	円	円
当 年 度 末 残 高	3,165,821,769	222,644,354	39,448,824
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	20,873,869	-	△39,448,824
資 本 金 へ の 組 入	20,873,869	-	△20,873,869
減 債 積 立 金 の 積 立	-	-	△18,574,955
処 分 後 残 高	3,186,695,638	222,644,354	(繰越利益剰余金) 0

令和2年度秋田市農業集落排水事業貸借対照表  
(令和3年3月31日)

	資 産 の 部		
	円	円	円
<b>1 固 定 資 産</b>			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		112,061,783	
ロ 建 物	2,187,191,808		
減 価 償 却 累 計 額	△671,259,655		1,515,932,153
ハ 構 築 物	11,260,484,333		
減 価 償 却 累 計 額	△3,116,164,741		8,144,319,592
ニ 機 械 及 び 装 置	2,639,641,617		
減 価 償 却 累 計 額	△2,054,822,534		584,819,083
ホ 工 具、器 具 及 び 備 品	270,000		
減 価 償 却 累 計 額	△84,600		185,400
ヘ 建 設 仮 勘 定		65,774,462	
有 形 固 定 資 産 合 計			10,423,092,473
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		4,176,000	
無 形 固 定 資 産 合 計			4,176,000
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 基 金		9,737,000	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			9,737,000
固 定 資 産 合 計			10,437,005,473
<b>2 流 動 資 産</b>			
(1) 現 金 ・ 預 金			614,919,160
(2) 未 収 金		84,366,938	
貸 倒 引 当 金		△809,246	83,557,692
流 動 資 産 合 計			698,476,852

資 産 合 計		<u>11,135,482,325</u>	
負 債 の 部			
	円	円	円
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>2,596,676,191</u>		
企 業 債 合 計		2,596,676,191	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	26,225,686		
ロ 修繕引当金	<u>16,000,000</u>		
引 当 金 合 計		<u>42,225,686</u>	
固 定 負 債 合 計			2,638,901,877
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>306,766,487</u>		
企 業 債 合 計		306,766,487	
(2) 未 払 金		34,193,597	
(3) 引 当 金			
イ 賞与引当金	2,388,620		
ロ 法定福利費引当金	<u>468,928</u>		
引 当 金 合 計		2,857,548	
(4) そ の 他 流 動 負 債		<u>381,550</u>	
流 動 負 債 合 計			344,199,182
5 繰 延 収 益			
長期前受金		6,486,623,285	
収益化累計額		<u>△1,762,156,966</u>	
繰 延 収 益 合 計			4,724,466,319
負 債 合 計			<u>7,707,567,378</u>
資 本 の 部			
6 資 本 金			3,165,821,769
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 負 担 金	3,560,414		
ロ 補 助 金	<u>219,083,940</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		222,644,354	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>39,448,824</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>39,448,824</u>	
剰 余 金 合 計			262,093,178
資 本 合 計			<u>3,427,914,947</u>
負 債 資 本 合 計			<u>11,135,482,325</u>

秋田市告示第277号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和3年10月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
SOMPO ケア株式会 社	SOMPO ケア秋田旭 川訪問看護	秋田市旭 川清澄町 16番17号	令和3年 10月1日	訪問看護、 介護予防 訪問看護

秋田市告示第278号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第82

条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第85条の規定により告示する。

令和3年10月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
秋田なまはげ農業協同組合	J A秋田なまはげデイサービスセンター悠楽館	秋田市外旭川字梶ノ目357番地1	令和3年9月30日	通所介護
秋田なまはげ農業協同組合	J A秋田なまはげホームヘルプサービス事業所	秋田市外旭川字梶ノ目357番地1	令和3年9月30日	訪問介護
秋田なまはげ農業協同組合	J A秋田なまはげ指定居宅介護支援事業所	秋田市外旭川字梶ノ目357番地1	令和3年9月30日	居宅介護支援

秋田市告示第279号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の名称変更の届出があり、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和3年10月5日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称		所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
99	すずらん薬局	すずらん薬局飯島店	秋田市飯島飯田一丁目5番5号	令和3年10月1日

秋田市告示第280号

次の差押調書（謄本）および配当計算書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年10月7日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
住所 秋田市仁井田本町二丁目5番19号  
氏名 鈴木 昌 千
- 送達する書類  
差押調書（謄本） 1通  
配当計算書 1通

秋田市告示第281号

令和3年10月8日の「令和3年9月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和3年10月11日

秋田市長 穂 積 志

令和2年度 一般会計歳入歳出決算書

歳 入

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	市税	42,308,737,000	44,447,974,266	42,661,734,064	122,914,724	1,666,047,593	352,997,064
	1 市民税	18,789,127,000	19,511,890,399	19,013,549,605	36,519,242	463,434,967	224,422,605
	2 固定資産税	19,277,925,000	20,558,450,632	19,357,368,083	84,022,598	1,118,088,651	79,443,083
	3 軽自動車税	796,692,000	830,687,276	803,509,513	2,372,884	24,884,879	6,817,513
	4 市たばこ税	1,954,347,000	1,946,669,163	1,946,669,163	0	0	△7,677,837
	5 鉦産税	7,321,000	6,683,600	6,683,600	0	0	△637,400
	6 入湯税	17,051,000	20,638,800	20,638,800	0	0	3,587,800
	7 事業所税	1,466,274,000	1,572,954,396	1,513,315,300	0	59,639,096	47,041,300
2	地方譲与税	992,938,000	1,010,617,891	1,010,617,891	0	0	17,679,891
	1 地方揮発油譲与税	208,430,000	224,471,000	224,471,000	0	0	16,041,000

	2	自動車重量 譲与税	640,633,000	653,080,000	653,080,000	0	0	12,447,000
	3	地方道路 譲与税	1,000	2	2	0	0	△998
	4	森林環境 譲与税	98,109,000	98,106,000	98,106,000	0	0	△3,000
	5	特別とん 譲与税	23,582,000	23,557,889	23,557,889	0	0	△24,111
	6	航空機燃料 譲与税	22,183,000	11,403,000	11,403,000	0	0	△10,780,000
3		利子割交付金	32,497,000	32,839,000	32,839,000	0	0	342,000
	1	利子割 交付金	32,497,000	32,839,000	32,839,000	0	0	342,000
4		配当割交付金	81,709,000	78,735,000	78,735,000	0	0	△2,974,000
	1	配当割 交付金	81,709,000	78,735,000	78,735,000	0	0	△2,974,000
5		株式等譲渡所得割交付金	52,684,000	106,222,000	106,222,000	0	0	53,538,000
	1	株式等 譲渡所得割 交付金	52,684,000	106,222,000	106,222,000	0	0	53,538,000
6		法人事業税交付金	428,226,000	435,873,000	435,873,000	0	0	7,647,000
	1	法人事業税 交付金	428,226,000	435,873,000	435,873,000	0	0	7,647,000
7		地方消費税交付金	7,244,010,000	7,244,010,000	7,244,010,000	0	0	0
	1	地方消費税 交付金	7,244,010,000	7,244,010,000	7,244,010,000	0	0	0
8		ゴルフ場利用税交付金	46,837,000	49,249,760	49,249,760	0	0	2,412,760
	1	ゴルフ場 利用税金	46,837,000	49,249,760	49,249,760	0	0	2,412,760
9		環境性能割交付金	46,363,000	47,995,000	47,995,000	0	0	1,632,000
	1	環境性能割 交付金	46,363,000	47,995,000	47,995,000	0	0	1,632,000
10		国有提供施設等所在市助成 交付金	3,739,000	3,380,000	3,380,000	0	0	△359,000
	1	国有提供施設等 所在市助成 交付金	3,739,000	3,380,000	3,380,000	0	0	△359,000
11		地方特例交付金	334,947,000	334,947,000	334,947,000	0	0	0
	1	地方特例 交付金	334,947,000	334,947,000	334,947,000	0	0	0
12		地方交付税	20,495,323,000	21,193,836,000	21,193,836,000	0	0	698,513,000
	1	地方交付税	20,495,323,000	21,193,836,000	21,193,836,000	0	0	698,513,000
13		交通安全対策特別交付金	68,500,000	63,506,000	63,506,000	0	0	△4,994,000
	1	交通安全対策 特別交付金	68,500,000	63,506,000	63,506,000	0	0	△4,994,000



14 分担金及び負担金	626,265,000	699,728,415	643,355,777	1,536,460	54,836,178	17,090,777
1 負担金	621,885,000	698,978,415	642,605,777	1,536,460	54,836,178	20,720,777
2 分担金	4,380,000	750,000	750,000	0	0	△3,630,000
15 使用料及び手数料	2,335,239,000	2,404,497,184	2,245,662,747	0	158,834,437	△89,576,253
1 使用料	1,112,653,000	1,213,843,390	1,055,008,953	0	158,834,437	△57,644,047
2 手数料	1,222,586,000	1,190,653,794	1,190,653,794	0	0	△31,932,206
16 国庫支出金	62,876,682,000	62,897,900,183	61,404,672,183	0	1,493,228,000	△1,472,009,817
1 国庫負担金	19,605,161,000	19,087,549,308	19,087,549,308	0	0	△517,611,692
2 国庫補助金	43,214,248,000	43,736,300,480	42,243,072,480	0	1,493,228,000	△971,175,520
3 委託金	57,273,000	74,050,395	74,050,395	0	0	16,777,395
17 県支出金	10,746,425,000	10,372,495,362	9,537,852,862	0	834,642,500	△1,208,572,138
1 県負担金	6,316,294,000	6,230,751,599	6,230,751,599	0	0	△85,542,401
2 県補助金	3,738,694,000	3,479,229,002	2,644,586,502	0	834,642,500	△1,094,107,498
3 委託金	691,437,000	662,514,761	662,514,761	0	0	△28,922,239
18 財産収入	228,231,000	238,539,444	236,652,894	372,687	1,513,863	8,421,894
1 財産運用収入	156,784,000	156,931,863	155,045,313	372,687	1,513,863	△1,738,687
2 財産売払収入	71,447,000	81,607,581	81,607,581	0	0	10,160,581
19 寄附金	466,339,000	471,823,729	471,823,729	0	0	5,484,729
1 寄附金	466,339,000	471,823,729	471,823,729	0	0	5,484,729
20 繰入金	6,792,828,000	4,046,775,716	4,046,775,716	0	0	△2,746,052,284
1 特別会計繰入金	294,382,000	277,096,716	277,096,716	0	0	△17,285,284
2 基金繰入金	6,498,446,000	3,769,679,000	3,769,679,000	0	0	△2,728,767,000
21 繰越金	2,319,037,000	2,319,037,729	2,319,037,729	0	0	729
1 繰越金	2,319,037,000	2,319,037,729	2,319,037,729	0	0	729
22 諸収入	9,558,100,000	9,386,770,218	9,217,671,043	6,737,138	162,376,558	△340,428,957
1 延滞金、加算金及び過	54,003,000	64,389,800	64,404,321	0	0	10,401,321
2 市預金利子	33,000	10,190	10,190	0	0	△22,810

	3 貸付金元利収入	7,276,174,000	7,008,930,184	7,005,457,716	0	3,472,468	△270,716,284
	4 受託事業収入	11,261,000	9,623,604	9,623,604	0	0	△1,637,396
	5 雑入	2,216,629,000	2,303,816,440	2,138,175,212	6,737,138	158,904,090	△78,453,788
23 市債		24,730,800,000	17,639,629,000	17,639,629,000	0	0	△7,091,171,000
	1 市債	24,730,800,000	17,639,629,000	17,639,629,000	0	0	△7,091,171,000
	歳入合計	192,816,456,000	185,526,381,897	181,026,078,395	131,561,009	4,371,479,129	△11,790,377,605

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		648,878,000	643,452,466	0	5,425,534	5,425,534
	1 議会費	648,878,000	643,452,466	0	5,425,534	5,425,534
2 総務費		52,700,936,000	50,290,902,591	1,910,683,000	499,350,409	2,410,033,409
	1 総務管理費	50,429,034,000	48,218,220,479	1,888,606,000	322,207,521	2,210,813,521
	2 徴税費	1,044,080,000	1,007,227,180	0	36,852,820	36,852,820
	3 戸籍住民基本台帳費	745,715,000	631,330,789	17,307,000	97,077,211	114,384,211
	4 選挙費	175,120,000	162,242,980	0	12,877,020	12,877,020
	5 統計調査費	223,219,000	190,417,662	4,770,000	28,031,338	32,801,338
	6 監査委員費	83,768,000	81,463,501	0	2,304,499	2,304,499
3 民生費		53,734,719,000	52,243,760,347	44,217,000	1,446,741,653	1,490,958,653
	1 社会福祉費	24,459,591,000	23,857,753,120	40,565,000	561,272,880	601,837,880
	2 児童福祉費	19,827,852,000	19,416,437,412	3,652,000	407,762,588	411,414,588
	3 生活保護費	9,412,426,000	8,935,774,793	0	476,651,207	476,651,207
	4 国民年金費	32,950,000	31,895,022	0	1,054,978	1,054,978
	5 災害救助費	1,900,000	1,900,000	0	0	0
4 衛生費		9,607,572,000	9,126,528,860	500,000	480,543,140	481,043,140
	1 環境衛生費	546,503,000	525,687,451	0	20,815,549	20,815,549
	2 保健所費	2,201,115,000	2,008,646,458	0	192,468,542	192,468,542

	3 清掃費	4,893,537,000	4,668,634,079	500,000	224,402,921	224,902,921
	4 病院費	1,054,956,000	1,054,609,924	0	346,076	346,076
	5 上水道費	116,879,000	116,879,000	0	0	0
	6 食肉衛生 検査所費	170,724,000	166,423,312	0	4,300,688	4,300,688
	7 母子衛生費	623,858,000	585,648,636	0	38,209,364	38,209,364
5 労働費		856,269,000	825,184,805	0	31,084,195	31,084,195
	1 労働諸費	856,269,000	825,184,805	0	31,084,195	31,084,195
6 農林水産業費		4,407,586,000	2,733,042,222	1,295,444,000	379,099,778	1,674,543,778
	1 農業費	3,466,912,000	1,840,893,033	1,274,936,000	351,082,967	1,626,018,967
	2 農業集落 排水費	486,705,000	477,530,000	0	9,175,000	9,175,000
	3 林業費	453,969,000	414,619,189	20,508,000	18,841,811	39,349,811
7 商工費		12,236,274,000	11,830,370,217	63,776,000	342,127,783	405,903,783
	1 商工費	12,236,274,000	11,830,370,217	63,776,000	342,127,783	405,903,783
8 土木費		21,881,081,000	17,789,641,181	2,941,839,000	1,149,600,819	4,091,439,819
	1 土木管理費	326,453,000	319,794,021	1,780,000	4,878,979	6,658,979
	2 道路 橋りょう費	7,837,844,000	6,044,132,738	813,526,000	980,185,262	1,793,711,262
	3 河川費	1,072,455,000	547,146,391	431,799,000	93,509,609	525,308,609
	4 港湾費	114,975,000	93,298,930	19,832,000	1,844,070	21,676,070
	5 都市計画費	7,521,505,000	5,786,484,292	1,674,902,000	60,118,708	1,735,020,708
	6 下水道費	4,180,327,000	4,180,327,000	0	0	0
	7 住宅費	827,522,000	818,457,809	0	9,064,191	9,064,191
9 消防費		4,023,190,000	3,945,174,685	0	78,015,315	78,015,315
	1 消防費	4,023,190,000	3,945,174,685	0	78,015,315	78,015,315
10 教育費		17,298,998,000	13,727,479,397	2,977,525,000	593,993,603	3,571,518,603
	1 教育総務費	3,498,775,000	3,279,290,560	0	219,484,440	219,484,440
	2 小学校費	3,851,567,000	2,711,591,183	1,022,301,000	117,674,817	1,139,975,817
	3 中学校費	3,901,594,000	2,050,586,099	1,753,509,000	97,498,901	1,851,007,901

	4 高等学校費	1,030,392,000	1,017,146,384	0	13,245,616	13,245,616
	5 幼稚園費	519,227,000	501,383,409	0	17,843,591	17,843,591
	6 社会教育費	2,108,039,000	1,850,720,293	182,815,000	74,503,707	257,318,707
	7 保健体育費	1,080,507,000	1,014,671,906	18,900,000	46,935,094	65,835,094
	8 専修学校費	155,107,000	152,298,078	0	2,808,922	2,808,922
	9 大学費	1,153,790,000	1,149,791,485	0	3,998,515	3,998,515
11	災害復旧費	1,873,081,000	1,641,452,960	200,186,000	31,442,040	231,628,040
	1 衛生施設 災害復旧費	1,063,611,000	1,049,585,000	0	14,026,000	14,026,000
	2 農林水産施設 災害復旧費	359,406,000	147,418,310	200,186,000	11,801,690	211,987,690
	3 公共土木施設 災害復旧費	450,062,000	444,449,650	0	5,612,350	5,612,350
	4 教育施設 災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
12	公債費	13,476,982,000	13,451,877,192	0	25,104,808	25,104,808
	1 公債費	13,476,982,000	13,451,877,192	0	25,104,808	25,104,808
13	諸支出金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 雑支出	1,000	0	0	1,000	1,000
14	予備費	70,889,000	0	0	70,889,000	70,889,000
	1 予備費	70,889,000	0	0	70,889,000	70,889,000
歳出合計		192,816,456,000	178,248,866,923	9,434,170,000	5,133,419,077	14,567,589,077

歳入歳出差引残額 2,777,211,472円

令和2年度 土地地区画整理会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1	分担金及び負担金	63,413,000	63,413,000	63,413,000	0	0	0
	1 負担金	63,413,000	63,413,000	63,413,000	0	0	0
2	国庫支出金	2,139,968,000	2,157,011,000	1,519,522,000	0	637,489,000	△620,446,000
	1 国庫補助金	2,139,968,000	2,157,011,000	1,519,522,000	0	637,489,000	△620,446,000
3	財産収入	1,000	13,455,963	13,455,963	0	0	13,454,963

	1 財産売払収入	1,000	13,455,963	13,455,963	0	0	13,454,963
4	繰入金	2,404,174,000	2,386,639,219	1,793,645,219	0	592,994,000	△610,528,781
	1 一般会計繰入金	2,404,174,000	2,386,639,219	1,793,645,219	0	592,994,000	△610,528,781
5	繰越金	42,086,000	407,274,468	407,274,468	0	0	365,188,468
	1 繰越金	42,086,000	407,274,468	407,274,468	0	0	365,188,468
歳入合計		4,649,642,000	5,027,793,650	3,797,310,650	0	1,230,483,000	△852,331,350

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	事業費	4,647,142,000	3,431,022,094	1,185,989,000	30,130,906	1,216,119,906
	1 土地区画整理費	4,647,142,000	3,431,022,094	1,185,989,000	30,130,906	1,216,119,906
2	公債費	1,500,000	16,042	0	1,483,958	1,483,958
	1 公債費	1,500,000	16,042	0	1,483,958	1,483,958
3	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		4,649,642,000	3,431,038,136	1,185,989,000	32,614,864	1,218,603,864

歳入歳出差引残額 366,272,514円

令和2年度 市有林会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	県支出金	37,310,000	15,081,851	15,081,851	0	0	△22,228,149
	1 県補助金	37,310,000	15,081,851	15,081,851	0	0	△22,228,149
2	財産収入	14,796,000	9,312,757	9,312,757	0	0	△5,483,243
	1 財産運用収入	2,405,000	1,389,186	1,389,186	0	0	△1,015,814
	2 財産売払収入	12,355,000	6,840,816	6,840,816	0	0	△5,514,184
	3 分収林収入	36,000	1,082,755	1,082,755	0	0	1,046,755
3	繰入金	183,659,000	172,790,000	172,790,000	0	0	△10,869,000
	1 一般会計繰入金	183,659,000	172,790,000	172,790,000	0	0	△10,869,000

4 繰越金	8,462,000	10,000,960	10,000,960	0	0	1,538,960
1 繰越金	8,462,000	10,000,960	10,000,960	0	0	1,538,960
5 諸収入	186,000	176,000	176,000	0	0	△10,000
1 雑入	186,000	176,000	176,000	0	0	△10,000
歳入合計	244,413,000	207,361,568	207,361,568	0	0	△37,051,432

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		28,159,000	26,711,803	0	1,447,197	1,447,197
1 総務管理費		28,159,000	26,711,803	0	1,447,197	1,447,197
2 事業費		93,418,000	53,674,410	0	39,743,590	39,743,590
1 造林事業費		93,418,000	53,674,410	0	39,743,590	39,743,590
3 公債費		120,133,000	119,934,764	0	198,236	198,236
1 公債費		120,133,000	119,934,764	0	198,236	198,236
4 諸支出金		2,503,000	2,039,600	0	463,400	463,400
1 分収交付金		2,503,000	2,039,600	0	463,400	463,400
5 予備費		200,000	0	0	200,000	200,000
1 予備費		200,000	0	0	200,000	200,000
歳出合計		244,413,000	202,360,577	0	42,052,423	42,052,423

歳入歳出差引残額 5,000,991円

令和2年度 市営墓地会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 使用料及び手数料		64,469,000	67,735,623	67,720,227	2,544	12,852	3,251,227
1 使用料		43,467,000	46,483,060	46,483,060	0	0	3,016,060
2 手数料		21,002,000	21,252,563	21,237,167	2,544	12,852	235,167
2 繰越金		12,720,000	12,720,578	12,720,578	0	0	578
1 繰越金		12,720,000	12,720,578	12,720,578	0	0	578

3 諸収入	130,000	290,128	290,128	0	0	160,128
1 雑 入	130,000	290,128	290,128	0	0	160,128
歳 入 合 計	77,319,000	80,746,329	80,730,933	2,544	12,852	3,411,933

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		76,219,000	73,393,577	0	2,825,423	2,825,423
	1 総務管理費	59,224,000	56,398,577	0	2,825,423	2,825,423
	2 一般会計 繰 出 金	16,995,000	16,995,000	0	0	0
2 公債費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 公 債 費	100,000	0	0	100,000	100,000
3 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		77,319,000	73,393,577	0	3,925,423	3,925,423

歳入歳出差引残額 7,337,356円

令和2年度 中央卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		19,543,000	19,235,915	19,235,915	0	0	△307,085
	1 使 用 料	19,543,000	19,235,915	19,235,915	0	0	△307,085
2 繰入金		28,427,000	26,542,000	26,542,000	0	0	△1,885,000
	1 一般会計 繰 入 金	28,427,000	26,542,000	26,542,000	0	0	△1,885,000
3 繰越金		1,000,000	1,000,839	1,000,839	0	0	839
	1 繰 越 金	1,000,000	1,000,839	1,000,839	0	0	839
4 諸収入		20,870,000	20,781,611	20,776,211	5,400	0	△93,789
	1 貸付金 元利収入	16,001,000	16,001,595	16,001,595	0	0	595
	2 雑 入	4,869,000	4,780,016	4,774,616	5,400	0	△94,384
歳 入 合 計		69,840,000	67,560,365	67,554,965	5,400	0	△2,285,035



## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	67,306,000	64,320,922	0	2,985,078	2,985,078
	1 総務管理費	67,306,000	64,320,922	0	2,985,078	2,985,078
2	公債費	2,434,000	2,233,894	0	200,106	200,106
	1 公債費	2,434,000	2,233,894	0	200,106	200,106
3	予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		69,840,000	66,554,816	0	3,285,184	3,285,184

歳入歳出差引残額 1,000,149円

## 令和2年度 公設地方卸売市場会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	146,766,000	145,257,976	145,257,976	0	0	△1,508,024
	1 使用料	146,763,000	145,254,076	145,254,076	0	0	△1,508,924
	2 手数料	3,000	3,900	3,900	0	0	900
2	財産収入	844,000	872,800	872,800	0	0	28,800
	1 財産運用 収入	844,000	872,800	872,800	0	0	28,800
3	繰入金	66,229,000	62,804,000	62,804,000	0	0	△3,425,000
	1 一般会計 繰入金	66,229,000	62,804,000	62,804,000	0	0	△3,425,000
4	繰越金	2,000,000	2,000,181	2,000,181	0	0	181
	1 繰越金	2,000,000	2,000,181	2,000,181	0	0	181
5	諸収入	159,982,000	150,568,386	150,378,274	190,112	0	△9,603,726
	1 貸付金 元利収入	64,006,000	64,006,382	64,006,382	0	0	382
	2 雑収入	95,976,000	86,562,004	86,371,892	190,112	0	△9,604,108
6	市債	92,300,000	74,700,000	74,700,000	0	0	△17,600,000
	1 市債	92,300,000	74,700,000	74,700,000	0	0	△17,600,000
歳 入 合 計		468,121,000	436,203,343	436,013,231	190,112	0	△32,107,769

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	301,679,000	273,727,521	0	27,951,479	27,951,479
	1 総務管理費	301,679,000	273,727,521	0	27,951,479	27,951,479
2	事業費	92,300,000	74,785,700	0	17,514,300	17,514,300
	1 地方卸売市場施設整備費	92,300,000	74,785,700	0	17,514,300	17,514,300
3	繰出金	17,795,000	17,795,000	0	0	0
	1 一般会計繰出金	17,795,000	17,795,000	0	0	0
4	公債費	55,947,000	55,445,035	0	501,965	501,965
	1 公債費	55,947,000	55,445,035	0	501,965	501,965
5	予備費	400,000	0	0	400,000	400,000
	1 予備費	400,000	0	0	400,000	400,000
歳出合計		468,121,000	421,753,256	0	46,367,744	46,367,744

歳入歳出差引残額 14,259,975円

令和2年度 大森山動物園会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	使用料及び手数料	88,505,000	68,667,976	68,667,976	0	0	△19,837,024
	1 使用料	88,505,000	68,667,976	68,667,976	0	0	△19,837,024
2	県支出金	2,969,000	2,510,000	2,510,000	0	0	△459,000
	1 県補助金	2,969,000	2,510,000	2,510,000	0	0	△459,000
3	財産収入	1,740,000	1,631,056	1,631,056	0	0	△108,944
	1 財産運用収入	1,740,000	1,631,056	1,631,056	0	0	△108,944
4	寄附金	287,000	308,849	308,849	0	0	21,849
	1 寄附金	287,000	308,849	308,849	0	0	21,849
5	繰入金	446,380,000	419,369,000	419,369,000	0	0	△27,011,000
	1 一般会計繰入金	446,380,000	419,369,000	419,369,000	0	0	△27,011,000

6 繰越金		3,870,000	24,870,442	24,870,442	0	0	21,000,442
	1 繰越金	3,870,000	24,870,442	24,870,442	0	0	21,000,442
7 諸収入		17,370,000	12,042,908	12,042,908	0	0	△5,327,092
	1 雑入	17,370,000	12,042,908	12,042,908	0	0	△5,327,092
8 市債		369,700,000	364,900,000	364,900,000	0	0	△4,800,000
	1 市債	369,700,000	364,900,000	364,900,000	0	0	△4,800,000
歳入合計		930,821,000	894,300,231	894,300,231	0	0	△36,520,769

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		486,963,000	441,428,214	0	45,534,786	45,534,786
	1 総務管理費	486,963,000	441,428,214	0	45,534,786	45,534,786
2 事業費		404,544,000	394,412,020	0	10,131,980	10,131,980
	1 動物園施設整備費	404,544,000	394,412,020	0	10,131,980	10,131,980
3 公債費		39,214,000	37,458,614	0	1,755,386	1,755,386
	1 公債費	39,214,000	37,458,614	0	1,755,386	1,755,386
4 予備費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳出合計		930,821,000	873,298,848	0	57,522,152	57,522,152

歳入歳出差引残額 21,001,383円

令和2年度 廃棄物発電会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 発電収入		282,061,000	264,319,419	264,319,419	0	0	△17,741,581
	1 発電収入	282,061,000	264,319,419	264,319,419	0	0	△17,741,581
2 繰越金		1,000	1,009	1,009	0	0	9
	1 繰越金	1,000	1,009	1,009	0	0	9
3 諸収入		0	40,036	40,036	0	0	40,036

	1 雑 入	0	40,036	40,036	0	0	40,036
歳 入 合 計		282,062,000	264,360,464	264,360,464	0	0	△17,701,536

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	28,643,000	28,424,600	0	218,400	218,400
	1 総務管理費	28,643,000	28,424,600	0	218,400	218,400
2	繰出金	253,219,000	235,934,000	0	17,285,000	17,285,000
	1 一般会計 繰出金	253,219,000	235,934,000	0	17,285,000	17,285,000
3	公債費	200,000	0	0	200,000	200,000
	1 公 債 費	200,000	0	0	200,000	200,000
歳 出 合 計		282,062,000	264,358,600	0	17,703,400	17,703,400

歳入歳出差引残額 1,864円

令和2年度 病院事業債管理会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	分担金及び負担金	132,260,000	132,259,802	132,259,802	0	0	△198
	1 負 担 金	132,260,000	132,259,802	132,259,802	0	0	△198
2	諸収入	220,503,000	218,545,197	218,545,197	0	0	△1,957,803
	1 貸付金 元利収入	220,503,000	218,545,197	218,545,197	0	0	△1,957,803
3	市債	2,253,000,000	1,662,900,000	1,662,900,000	0	0	△590,100,000
	1 市 債	2,253,000,000	1,662,900,000	1,662,900,000	0	0	△590,100,000
歳 入 合 計		2,605,763,000	2,013,704,999	2,013,704,999	0	0	△592,058,001

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	市立秋田総合病院貸付金	2,253,000,000	1,662,900,000	442,700,000	147,400,000	590,100,000
	1 市立秋田 総合病院 貸付金	2,253,000,000	1,662,900,000	442,700,000	147,400,000	590,100,000

2 公債費	352,763,000	350,804,999	0	1,958,001	1,958,001
1 公債費	352,763,000	350,804,999	0	1,958,001	1,958,001
歳出合計	2,605,763,000	2,013,704,999	442,700,000	149,358,001	592,058,001

歳入歳出差引残額 0円

令和2年度 学校給食費会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 給食費収入		1,292,008,000	1,247,414,616	1,246,196,569	0	1,226,207	△45,811,431
1 給食費収入		1,292,008,000	1,247,414,616	1,246,196,569	0	1,226,207	△45,811,431
2 繰入金		85,774,000	75,402,775	75,402,775	0	0	△10,371,225
1 一般会計繰入金		85,774,000	75,402,775	75,402,775	0	0	△10,371,225
3 繰越金		1,000	517,120	517,120	0	0	516,120
1 繰越金		1,000	517,120	517,120	0	0	516,120
4 諸収入		5,203,000	6,242,760	6,242,760	0	0	1,039,760
1 雑入		5,203,000	6,242,760	6,242,760	0	0	1,039,760
歳入合計		1,382,986,000	1,329,577,271	1,328,359,224	0	1,226,207	△54,626,776

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		1,380,986,000	1,327,832,406	0	53,153,594	53,153,594
1 総務管理費		1,380,986,000	1,327,832,406	0	53,153,594	53,153,594
2 公債費		500,000	13,154	0	486,846	486,846
1 公債費		500,000	13,154	0	486,846	486,846
3 予備費		1,500,000	0	0	1,500,000	1,500,000
1 予備費		1,500,000	0	0	1,500,000	1,500,000
歳出合計		1,382,986,000	1,327,845,560	0	55,140,440	55,140,440

歳入歳出差引残額 513,664円

## 令和2年度 国民健康保険事業会計（事業勘定）歳入歳出決算書

## 歳 入

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	国民健康保険税	5,013,382,000	7,648,663,204	5,045,868,242	239,577,732	2,367,080,660	32,486,242
	1 国民健康 保 險 税	5,013,382,000	7,648,663,204	5,045,868,242	239,577,732	2,367,080,660	32,486,242
2	使用料及び手数料	1,000	4,200	4,200	0	0	3,200
	1 手 数 料	1,000	4,200	4,200	0	0	3,200
3	国庫支出金	57,803,000	56,501,000	56,501,000	0	0	△1,302,000
	1 国庫補助金	57,803,000	56,501,000	56,501,000	0	0	△1,302,000
4	県支出金	23,226,030,000	22,255,655,192	22,255,655,192	0	0	△970,374,808
	1 県 補 助 金	23,226,029,000	22,255,655,192	22,255,655,192	0	0	△970,373,808
	2 財政安定化 基金支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5	財産収入	642,000	641,626	641,626	0	0	△374
	1 財 産 運 用 収 入	642,000	641,626	641,626	0	0	△374
6	繰入金	3,011,817,000	2,991,322,475	2,991,322,475	0	0	△20,494,525
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,511,817,000	2,491,322,475	2,491,322,475	0	0	△20,494,525
	2 基金繰入金	500,000,000	500,000,000	500,000,000	0	0	0
7	繰越金	92,273,000	92,273,913	92,273,913	0	0	913
	1 繰 越 金	92,273,000	92,273,913	92,273,913	0	0	913
8	諸収入	20,489,000	28,502,688	23,038,075	67,069	5,397,544	2,549,075
	1 延滞金、 加 算 金 及 び 過 料	1,325,000	998,965	998,965	0	0	△326,035
	2 雑 入	19,164,000	27,503,723	22,039,110	67,069	5,397,544	2,875,110
9	市債	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 財政安定化 基金貸付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳 入 合 計		31,422,438,000	33,073,564,298	30,465,304,723	239,644,801	2,372,478,204	△957,133,277

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	225,048,000	213,900,105	0	11,147,895	11,147,895
	1 総務管理費	115,590,000	113,266,324	0	2,323,676	2,323,676
	2 徴 税 費	106,279,000	97,839,502	0	8,439,498	8,439,498
	3 運 営 協 議 会 費	224,000	62,266	0	161,734	161,734
	4 収納率向上 特別対策 事業費	2,955,000	2,732,013	0	222,987	222,987
2	保険給付費	22,673,275,000	21,546,575,974	0	1,126,699,026	1,126,699,026
	1 療養諸費	19,543,512,000	18,633,762,171	0	909,749,829	909,749,829
	2 高額療養費	3,054,333,000	2,846,453,205	0	207,879,795	207,879,795
	3 移 送 費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出 産 育 児 諸 費	51,266,000	43,060,598	0	8,205,402	8,205,402
	5 葬 祭 諸 費	23,350,000	23,300,000	0	50,000	50,000
	6 傷病手当金	812,000	0	0	812,000	812,000
3	国民健康保険事業費納付金	7,830,884,000	7,830,880,326	0	3,674	3,674
	1 医 療 給 付 費 分	5,677,004,000	5,677,002,974	0	1,026	1,026
	2 後期高齢者 支援金等分	1,617,845,000	1,617,843,203	0	1,797	1,797
	3 介 護 納 付 金 分	536,035,000	536,034,149	0	851	851
4	共同事業拠出金	20,000	5,250	0	14,750	14,750
	1 共 同 事 業 拠 出 金	20,000	5,250	0	14,750	14,750
5	保健事業費	286,583,000	250,379,882	0	36,203,118	36,203,118
	1 特定健康診査等 事業費	185,043,000	162,729,348	0	22,313,652	22,313,652
	2 保健事業費	101,540,000	87,650,534	0	13,889,466	13,889,466
6	基金積立金	642,000	642,000	0	0	0
	1 基金積立金	642,000	642,000	0	0	0
7	公債費	3,000,000	1,758	0	2,998,242	2,998,242
	1 公 債 費	3,000,000	1,758	0	2,998,242	2,998,242

8 諸支出金		354,899,000	354,674,877	0	224,123	224,123
	1 償還金及び還付加算金	354,542,000	354,319,161	0	222,839	222,839
	2 一部負担金	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 一般会計繰出金	356,000	355,716	0	284	284
9 予備費		48,087,000	0	0	48,087,000	48,087,000
	1 予備費	48,087,000	0	0	48,087,000	48,087,000
歳出合計		31,422,438,000	30,197,060,172	0	1,225,377,828	1,225,377,828

歳入歳出差引残額 268,244,551円

令和2年度 母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 繰入金		5,021,000	3,955,708	3,955,708	0	0	△1,065,292
	1 一般会計繰入金	5,021,000	3,955,708	3,955,708	0	0	△1,065,292
2 繰越金		8,057,000	20,217,357	20,217,357	0	0	12,160,357
	1 繰越金	8,057,000	20,217,357	20,217,357	0	0	12,160,357
3 諸収入		27,087,000	70,555,530	36,243,328	0	34,312,202	9,156,328
	1 貸付金元利収入	27,086,000	69,894,530	36,091,328	0	33,803,202	9,005,328
	2 雑収入	1,000	661,000	152,000	0	509,000	151,000
歳入合計		40,165,000	94,728,595	60,416,393	0	34,312,202	20,251,393

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		24,709,000	8,230,679	0	16,478,321	16,478,321
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	24,709,000	8,230,679	0	16,478,321	16,478,321
2 公債費		9,439,000	8,938,856	0	500,144	500,144
	1 公債費	500,000	0	0	500,000	500,000
	2 償還金	8,939,000	8,938,856	0	144	144
3 諸支出金		6,017,000	6,017,000	0	0	0



1 一般会計 繰出金	6,017,000	6,017,000	0	0	0
歳出合計	40,165,000	23,186,535	0	16,978,465	16,978,465

歳入歳出差引残額 37,229,858円

令和2年度 介護保険事業会計（保険事業勘定）歳入歳出決算書

歳 入

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 保険料		6,604,632,000	6,896,264,707	6,686,752,810	68,696,100	147,059,778	82,120,810
	1 介護保険料	6,604,632,000	6,896,264,707	6,686,752,810	68,696,100	147,059,778	82,120,810
2 手数料		1,000	33,000	33,000	0	0	32,000
	1 手数料	1,000	33,000	33,000	0	0	32,000
3 国庫支出金		7,275,631,000	7,416,038,806	7,416,038,806	0	0	140,407,806
	1 国庫負担金	5,213,461,000	5,195,706,921	5,195,706,921	0	0	△17,754,079
	2 国庫補助金	2,062,170,000	2,220,331,885	2,220,331,885	0	0	158,161,885
4 支払基金交付金		8,054,053,000	8,030,729,372	8,030,729,372	0	0	△23,323,628
	1 支払基金 交付金	8,054,053,000	8,030,729,372	8,030,729,372	0	0	△23,323,628
5 県支出金		4,349,546,000	4,569,434,466	4,569,434,466	0	0	219,888,466
	1 県負担金	4,132,726,000	4,129,828,000	4,129,828,000	0	0	△2,898,000
	2 県補助金	216,820,000	439,606,466	439,606,466	0	0	222,786,466
6 財産収入		1,402,000	1,401,261	1,401,261	0	0	△739
	1 基金運用 収入	1,402,000	1,401,261	1,401,261	0	0	△739
7 繰入金		4,642,017,000	4,548,288,721	4,548,288,721	0	0	△93,728,279
	1 一般会計 繰入金	4,642,017,000	4,548,288,721	4,548,288,721	0	0	△93,728,279
	2 基金繰入金	0	0	0	0	0	0
8 繰越金		335,026,000	579,637,391	579,637,391	0	0	244,611,391
	1 繰越金	335,026,000	579,637,391	579,637,391	0	0	244,611,391
9 諸収入		365,000	25,634,645	25,406,861	0	227,784	25,041,861
	1 延滞金、 加算金 及び過料	1,000	698,600	698,600	0	0	697,600

	2 雑 入	364,000	24,936,045	24,708,261	0	227,784	24,344,261
歳 入 合 計		31,262,673,000	32,067,462,369	31,857,722,688	68,696,100	147,287,562	595,049,688

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	342,015,000	302,564,064	0	39,450,936	39,450,936
	1 総務管理費	342,015,000	302,564,064	0	39,450,936	39,450,936
2	保険給付費	28,757,510,000	28,602,561,303	0	154,948,697	154,948,697
	1 介護サービス等諸費	26,042,730,000	25,917,870,395	0	124,859,605	124,859,605
	2 介護予防サービス等諸費	570,020,000	570,019,555	0	445	445
	3 高額介護サービス等費	797,186,000	780,338,876	0	16,847,124	16,847,124
	4 特定入所者介護サービス等費	1,311,220,000	1,298,009,554	0	13,210,446	13,210,446
	5 その他諸費	36,354,000	36,322,923	0	31,077	31,077
3	地域支援事業費	1,470,601,000	1,388,003,843	0	82,597,157	82,597,157
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	874,814,000	824,567,644	0	50,246,356	50,246,356
	2 一般介護予防事業費	45,374,000	40,906,446	0	4,467,554	4,467,554
	3 包括的支援事業・任意事業費	544,890,000	517,342,662	0	27,547,338	27,547,338
	4 その他諸費	5,523,000	5,187,091	0	335,909	335,909
4	保健福祉事業費	12,727,000	11,697,958	0	1,029,042	1,029,042
	1 保健福祉事業費	12,727,000	11,697,958	0	1,029,042	1,029,042
5	基金積立金	533,448,000	533,448,000	0	0	0
	1 基金積立金	533,448,000	533,448,000	0	0	0
6	公債費	1,000,000	3,417	0	996,583	996,583
	1 公債費	1,000,000	3,417	0	996,583	996,583
7	諸支出金	135,372,000	135,199,945	0	172,055	172,055
	1 償還金及び還付加算金	135,081,000	134,959,255	0	121,745	121,745
	2 延滞金	291,000	240,690	0	50,310	50,310

8 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
1 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
歳出合計	31,262,673,000	30,973,478,530	0	289,194,470	289,194,470

歳入歳出差引残額 884,244,158円

令和2年度 後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	後期高齢者医療保険料	2,999,770,000	3,006,600,706	2,976,385,130	1,929,700	33,515,876	△23,384,870
	1 後期高齢者医療保険料	2,999,770,000	3,006,600,706	2,976,385,130	1,929,700	33,515,876	△23,384,870
2	使用料及び手数料	1,000	600	600	0	0	△400
	1 手数料	1,000	600	600	0	0	△400
3	繰入金	861,535,000	861,534,374	861,534,374	0	0	△626
	1 一般会計繰入金	861,535,000	861,534,374	861,534,374	0	0	△626
4	繰越金	10,000,000	42,399,340	42,399,340	0	0	32,399,340
	1 繰越金	10,000,000	42,399,340	42,399,340	0	0	32,399,340
5	諸収入	10,653,000	5,177,500	5,177,500	0	0	△5,475,500
	1 延滞金、加算金及び過料	400,000	497,100	497,100	0	0	97,100
	2 償還金及び還付加算金	10,200,000	4,627,600	4,627,600	0	0	△5,572,400
	3 雑入	53,000	52,800	52,800	0	0	△200
6	国庫支出金	929,000	929,000	929,000	0	0	0
	1 国庫補助金	929,000	929,000	929,000	0	0	0
歳入合計		3,882,888,000	3,916,641,520	3,886,425,944	1,929,700	33,515,876	3,537,944

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	60,615,000	55,985,652	0	4,629,348	4,629,348
	1 総務管理費	24,615,000	23,947,508	0	667,492	667,492
	2 徴収費	36,000,000	32,038,144	0	3,961,856	3,961,856

2	後期高齢者医療広域連合納付金	3,801,873,000	3,781,406,104	0	20,466,896	20,466,896
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,801,873,000	3,781,406,104	0	20,466,896	20,466,896
3	公債費	200,000	1,744	0	198,256	198,256
	1 公債費	200,000	1,744	0	198,256	198,256
4	諸支出金	10,200,000	4,660,300	0	5,539,700	5,539,700
	1 償還金及び還付加算金	10,200,000	4,660,300	0	5,539,700	5,539,700
5	予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
	1 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
歳出合計		3,882,888,000	3,842,053,800	0	40,834,200	40,834,200

歳入歳出差引残額 44,372,144円

秋田市告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月11日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
41309	相染町沖谷地7号線	土崎港相染町字沖谷地24番2地先	
		土崎港相染町字沖谷地21番3地先	
41310	相染町沖谷地8号線	土崎港相染町字沖谷地89番24地先	
		土崎港相染町字沖谷地89番19地先	
41311	相染町沖谷地9号線	土崎港相染町字沖谷地89番8地先	
		土崎港相染町字沖谷地89番13地先	
51063	仁井田露見町8号線	仁井田露見町82番9地先	
		仁井田露見町82番7地先	
90494	土崎北六丁目12号線	土崎港北六丁目30番142地先	
		土崎港北六丁目11番98地先	

2 縦覧期間

令和3年10月11日から同月28日まで。ただし、土曜日および

日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月11日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路線名	起 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点		
41309	相染町沖谷地7号線	土崎港相染町字沖谷地24番2地先	135.20	6.00
		土崎港相染町字沖谷地21番3地先		
41310	相染町沖谷地8号線	土崎港相染町字沖谷地89番24地先	70.80	6.00
		土崎港相染町字沖谷地89番19地先		
41311	相染町沖谷地9号線	土崎港相染町字沖谷地89番8地先	70.50	6.00
		土崎港相染町字沖谷地89番13地先		
51063	仁井田露見町8号線	仁井田露見町82番9地先	51.00	6.00
		仁井田露見町82番7地先		
90494	土崎北六丁目12号線	土崎港北六丁目30番142地先	69.20	6.00 ～ 6.30
		土崎港北六丁目11番98地先		

2 縦覧期間

令和3年10月11日から同月28日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

**秋田市告示第284号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年10月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
みんなのまち訪問看護ステーション	秋田市新屋比内町22番22号	令和3年9月15日
SOMPOケア秋田旭川訪問看護	秋田市旭川清澄町16番17号	令和3年10月1日
カウンセ薬局さくら店	秋田市桜一丁目1番6号	令和3年10月1日

2 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
旧 すすらん薬局 新 すすらん薬局飯島店	秋田市飯島飯田一丁目5番5号	令和3年10月1日
ケアプランセンターワンズライフ	旧 秋田市川元小川町4番18号	令和3年6月21日
	新 秋田市新屋大川町19番85号	
下新城地域包括支援センターニコニコ	旧 秋田市下新城中字琵琶沼421番地2	令和3年10月8日
	新 秋田市飯島川端三丁目1番48号	

3 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
幸楽園訪問介護ステーション	秋田市上新城中字片野4番地	令和3年9月30日
ケアハウススプリングヒル	秋田市泉菅野二丁目17番11号	令和3年9月30日
ケアサポートぬくもり山王	秋田市川尻町字大川反233番地59	令和3年10月15日

4 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
J A秋田なまはげホームヘルプサービス事業所	秋田市外旭川字梶ノ目357番地1	令和3年9月30日
J A秋田なまはげデイサービスセンター悠楽館	秋田市外旭川字梶ノ目357番地1	令和3年9月30日
J A秋田なまはげ指定居宅介護支援事業所	秋田市外旭川字梶ノ目357番地1	令和3年9月30日
佐野薬局桜店	秋田市桜一丁目1番6号	令和3年9月30日

**秋田市告示第285号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年10月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
カウンセ薬局さくら店	秋田市桜一丁目1番6号	令和3年10月1日
訪問看護ステーション城南	秋田市檜山城南新町21番12号	令和3年6月1日

2 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
旧 すすらん薬局 新 すすらん薬局飯島店	秋田市飯島飯田一丁目5番5号	令和3年10月1日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
佐野薬局桜店	秋田市桜一丁目1番6号	令和3年9月30日

**秋田市告示第286号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年10月13日

秋田市長 穂 積 志

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
倉田 丈	株式会社ウエル ケア秋田	秋田市外旭川字神 田112番地	令和3年 10月1日

秋田市告示第287号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年10月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

秋田市告示第288号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年10月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
高 橋 聖 宙  
秋田市広面字推子116番地
- 2 送達すべき書類の名称  
令和3年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第289号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年10月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和元年度、令和2年度および令和3年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第290号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称  
中島町内会
- 2 規約に定める目的  
本会は、その区域の住民相互の連絡、資産の管理、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域活動を行うことを目的とする。
- 3 区域  
本会は、秋田市豊岩豊巻字中島79番地、81番地、82番地、84番地、85番地、86番地、87番地、89番地、90番地、92番地、94番地、97番地、98番地、101番地、102番地、107番地、113番地、131番地、153番地、154番地、159番地5、162番地、163番地、163番地2、168番地、171番地、174番地、180番地、181番地2、188番地、188番地3および189番地ならびに秋田市豊岩豊巻字内縄尻1番地、2番地4、3番地1、5番地、11番地、12番地、14番地、20番地、49番地、51番地、57番地、62番地5、77番地、267番地6、308番地1、313番地、338番地1および339番地1ならびに秋田市豊岩豊巻字小林37番地1、40番地、42番地、54番地、58番地、60番地、61番地および64番地ならびに秋田市豊岩豊巻字下四ツ112番地に住所を有する者をもって構成する。
- 4 主たる事務所  
本会は、事務所を中島公民館（秋田市豊岩豊巻字内縄尻53番地1）に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所  
鈴 木 正 紀  
秋田市豊岩豊巻字内縄尻267番地6
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定める解散の事由  
本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 9 認可年月日  
令和3年10月19日

秋田市告示第291号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和3年10月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
    - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
令和3年9月3日から同月30日まで



(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間

午前10時から午後7時まで

イ 場所

秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)  
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和3年10月19日から令和4年4月19日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第292号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年10月20日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
10	訪問看護ステーションシェアハート	秋田市土崎港中央五丁目1番13号	訪問看護ステーションシェアハート 上村 徳幸	令和3年11月1日

秋田市告示第293号

令和3年11月5日午後1時30分秋田市役所正庁に秋田市総合教育会議を招集する。

令和3年10月21日

秋田市長 穂 積 志

協議題

1 秋田市教育に関する総合的な施策の大綱の改定について

2 令和4年度における重点的な取組課題について

秋田市告示第294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年10月22日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
193	アイン薬局中通店	秋田市南通築地2番31号	令和3年11月1日

秋田市告示第295号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和3年10月22日から令和4年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月25日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

由利本荘市神沢字神沢104番地

佐藤 明

セブンイレブン 秋田卸町3丁目店

秋田市告示第296号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年10月26日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
251	調剤薬局 ツルハド ラック秋田広面店	秋田市広面字樋ノ沖93番地1	南 勇太郎	令和3年11月1日

秋田市告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年10月27日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
192	ファーマックスくぼた薬局	秋田市千秋久保田町6番12号	令和3年11月1日

秋田市告示第298号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月28日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市山王四丁目1番1号	秋田県職員消費生活協同組合 理事長 山 木 将 弘
秋田市土崎港中央一丁目15番7号	株式会社細川蓄音器店 代表取締役 細 川 護
秋田市山王臨海町1番1号	株式会社秋田魁新報社 代表取締役社長 佐 川 博 之

## 教 委 告 示

### 秋田市教委告示第15号

令和3年10月28日午後2時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和3年10月25日

秋田市教育委員会  
教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

- 1 職員の人事について承認を求める件
- 2 秋田市立小、中学校通学区の一部を改正する件
- 3 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件

## 選 管 告 示

### 秋市選管告示第42号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

令和3年10月12日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫  
(次のよう略)

### 秋市選管告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項および第86条第4項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和3年10月18日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,250人
- 2 3分の1の数 87,498人

### 秋市選管告示第44号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

令和3年10月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 1 場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時  
令和3年10月19日  
午後6時

### 秋市選管告示第45号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における在外投票の期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第4項の規定により告示する。

令和3年10月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 1 所在地  
秋田市山王一丁目1番1号
- 2 期日前投票所の名称  
秋田市役所

### 秋市選管告示第46号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和3年10月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	令和3年10月20日から 令和3年10月30日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市榎山字長沼27番地3	令和3年10月25日から 令和3年10月30日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号	令和3年10月25日から 令和3年10月30日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	令和3年10月25日から 令和3年10月30日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	令和3年10月25日から 令和3年10月30日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	令和3年10月25日から 令和3年10月30日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	令和3年10月25日から 令和3年10月30日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	令和3年10月25日から 令和3年10月30日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	令和3年10月25日から 令和3年10月30日まで
秋田大学手形	秋田市手形学園町	令和3年10月27日



キャンパス 1 番 1 号

秋市選管告示第47号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田大学手形キャンパス	午前11時から午後5時まで（2時間30分繰下げ、3時間繰上げ）

秋市選管告示第48号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項に基づき、次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和3年10月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫  
(次のとおり略)

秋市選管告示第49号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

令和3年10月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫  
(次のとおり略)

秋市選管告示第50号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 投票区  
秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 閉じる時刻  
午後7時

秋市選管告示第51号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

令和3年10月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫  
(次のとおり略)

秋市選管告示第52号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第64条の規定により告示する。

令和3年10月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 場所  
秋田市八橋本町六丁目12番20号  
秋田市立体育館
- 日時  
令和3年10月31日 午後9時15分から

秋市選管告示第53号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定に基づき、次のように選任したので、同令第68条の規定により告示する。

令和3年10月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 開票管理者  
秋田市山王二丁目3番10-1301号 古 谷 薫
- 開票管理者の職務を代理すべき者  
秋田市土崎港中央三丁目8番2号 阿 部 保 孝

秋市選管告示第54号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を、次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

令和3年10月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

1 場所

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時

令和3年10月19日 午後5時30分から

秋市選管告示第55号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第19条の規定により行う裁判官の氏名等の掲示場所を、各投票所の入口又はその付近1箇所とし、次のとおり定めたので、最高裁判所裁判官国民審査執行規程（平成2年秋選管告示第10号）第2条第2項の規定により告示する。

令和3年10月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫  
(次のとおり略)

秋市選管告示第56号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和3年10月21日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫  
(次のよう略)

秋市選管告示第57号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和3年10月21日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫  
(次のよう略)

農 委 告 示

秋田市農委告示第11号

令和3年10月15日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和3年10月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
3 農用地利用集積計画（令和3年度第7号）に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和3年10月11日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

Table with 4 columns: 事業者名, 代表者, 所在地, 指定の有効期限. Rows include companies like イトウ管工有 限会社, 有限会社秋田 中央燃料, etc.

菊地設備	菊 地 励 美	秋田市仁井田目長田一丁目9番30号	令和8年9月29日
有限会社クドウ工務所	工 藤 由 博	潟上市天王字二田99番地	令和8年9月29日
株式会社アクネス・シモマ	宮 崎 健	男鹿市船越字杉山25番地19	令和8年9月29日
渡部水道	渡 部 和 彰	南秋田郡八郎潟町夜叉袋字後谷地73番地1	令和8年9月29日
秋田管工事業協同組合	太 田 博 之	秋田市山王臨海町3番18号	令和8年9月29日
有限会社ヤマグチ	山 口 勉	北秋田市阿仁荒瀬字向岱10番地	令和8年9月29日
有限会社天新工業	天 野 一 也	男鹿市脇本脇本字上谷地140番地1	令和8年9月29日
いとう設備	伊 藤 久 男	秋田市寺内神屋敷16番11号	令和8年9月29日
ほんま設備	本 間 和 弘	秋田市御野場新町五丁目1番35号	令和8年9月29日
山王住設	日 景 正 雄	秋田市山王中園町4番40号	令和8年9月29日
有限会社ユブセル	伊 藤 純 一	秋田市仁井田二ツ屋一丁目3番27号	令和8年9月29日
株式会社橋本工務店	橋 本 大 作	男鹿市船越字前野115番地の22	令和8年9月29日
御野場加藤設備	加 藤 信 夫	秋田市御野場六丁目4番6号	令和8年9月29日
ウォータークリニック	澤 田 健 二	秋田市仁井田目長田二丁目2番17号	令和8年9月29日
イシケン設備	石 川 雅 義	秋田市飯島松根東町6番24号	令和8年9月29日
有限会社大山水道	大 山 司	秋田市河辺松渕字街道北74番地2	令和8年9月29日
中村水道	中 村 浩 二	秋田市牛島西三丁目3番36号	令和8年9月29日
有限会社八田工務店	八 田 義 雄	秋田市太平八田字藤ノ崎171番地	令和8年9月29日
まるみ設備工業所	三 浦 純 一	秋田市檀山太田町6番9号	令和8年9月29日
株式会社クラシアン秋田営業所	今 田 健 治	秋田市広面字堤敷58番地4	令和8年9月29日
八柳設備	八 柳 正 悦	南秋田郡井川町浜井川字新堰66番地	令和8年9月29日
石黒住設	石 黒 兼 夫	秋田市新屋勝平台21番20号	令和8年9月29日

有限会社藤原工務店	藤 原 敏 廣	秋田市新屋北浜町3番41号	令和8年9月29日
大和住設	武 村 敏 治	秋田市仁井田栄町2番44号	令和8年9月29日
エスケーガステム株式会社	鈴 木 克 彦	男鹿市船越字船越401番地3	令和8年9月29日
株式会社サンケン住宅	大 友 幸 作	仙台市宮城野区西宮城野4番7号	令和8年9月29日
勇馳設備	河 村 清 春	秋田市仁井田本町四丁目1番13号	令和8年9月29日
モリヤ電建株式会社	守 屋 栄 八	秋田市保戸野桜町20番1号	令和8年9月29日

秋田市上下水道局告示第15号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定の効力を失ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第3号の規定により告示する。

令和3年10月11日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	効力が失われた日
やぐち設備	矢 口 昭 彦	秋田市仁井田目長田一丁目3番24号	令和3年9月30日
株式会社ガス水道メンテナンスサービス	長 野 博 之	由利本荘市松街道70番地1	令和3年9月30日
株式会社柴建	柴 田 春 雄	秋田市下北手松崎字家ノ前179番地	令和3年9月30日
サンテック・サービス	高 野 三 郎	潟上市天王字羽立北野1番地150	令和3年9月30日
株式会社ジョンソン設備管理	伊 藤 有 希	由利本荘市石脇字田尻野5番地14	令和3年9月30日
秋田住設	田 口 清 和	秋田市桜ガ丘四丁目2番地2 県営住宅4棟303号	令和3年9月30日
株式会社総合設備秋田	高 橋 誠 一	大崎市清水字中田127番地	令和3年9月30日
UF給水設備	藤 田 浩 美	能代市字田屋37番地	令和3年9月30日
吉美	佐々木 吉 美	秋田市御所野元町五丁目12番4号	令和3年9月30日
流照工業	堀 川 千 三	秋田市仁井田栄町12番23号	令和3年9月30日
有限会社綜建施設工業	高 橋 道 雄	秋田市外旭川字三千刈10番地2	令和3年9月30日

秋田市上下水道局告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和3年10月11日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

Table with 4 columns: 事業者名, 代表者, 所在地, 廃止年月日. Content: 株式会社渡部設 渡部隆一 大仙市四ツ屋字川口98番地 令和3年3月17日

秋田市上下水道局告示第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和3年10月27日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

Table with 4 columns: 事業者名, 代表者, 所在地, 廃止年月日. Content: 環境設備工業有限会社 舟山賢治 秋田市雄和椿川字長者屋敷67番地1 令和3年7月31日; パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社 宮地晋治 大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号 令和3年10月1日

秋田市上下水道局告示第18号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和3年10月27日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

Table with 4 columns: 業者名, 代表者, 所在地, 廃止年月日. Content: 環境設備工業有限会社 舟山賢治 秋田市雄和椿川字長者屋敷67番地1 令和3年7月31日

公 告

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、令和3年7月26日付け秋田市指令第4703号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田県横手市大森町八沢木字下石高4番地1 柴田隆悦

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市仁井田字潟中島195番、196番、197番および195番地先水路

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和3年10月5日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

Table with 5 columns: No, 所在地, 地目, 面積, 最低入札価格. Content: 1 秋田市新屋町字田尻沢70番3 宅地 236.61㎡ 4,946,000円; 2 秋田市新屋北浜町262番2ほか2筆 原野ほか 8,167.05㎡ 49,003,000円; 3 秋田市手形字大沢21番3 宅地 364.94㎡ 5,329,000円; 4 秋田市寺内後城358番 雑種地 504.24㎡ 4,690,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
(3) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 第2委員会室
(2) 入札 令和3年11月12日（金）午前10時（入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）
(3) 開札 入札締切後直ちに開札
4 入札心得書および契約条項を示す場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課
5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。



- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
- 6 入札無効に関する事項
  - (1) 郵便による入札は認めないものとする。
  - (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
- 7 売買契約の締結
  - (1) 売払物件1、3および4については、落札者は、市長が落札の通知を発送した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。
  - (2) 売払物件2については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により市議会の議決に付すべき物件となるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、市議会で議決後、本契約として効力を生じるものとする。ただし、議会の議決を得られないときは、この契約は解除するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。
- 8 契約保証金
  - (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
  - (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。
- 9 売払代金
 

契約者は、契約締結後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。
- 10 売払物件の説明日時および場所
  - (1) 秋田市新屋町字田尻沢70番3
    - ア 日時  
令和3年10月27日（水）午前9時30分から
    - イ 集合場所  
現地
  - (2) 秋田市新屋北浜町262番2ほか2筆
    - ア 日時  
令和3年10月27日（水）午前10時30分から
    - イ 集合場所  
現地
  - (3) 秋田市手形字大沢21番3
    - ア 日時  
令和3年10月27日（水）午後1時30分から
    - イ 集合場所  
現地
  - (4) 秋田市寺内後城358番
    - ア 日時  
令和3年10月27日（水）午後2時30分から
    - イ 集合場所  
現地

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年7月26日付け秋田市指令第4702号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第

36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年10月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
秋田市仁井田字大野412番1
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名  
秋田市大住南二丁目1番27号  
齋 藤 大 輝  
秋田市仁井田本町四丁目6番37号  
セジュールK A Z U105号  
齋 藤 遥

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和3年度第7号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類  
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階  
秋田市産業振興部農業農村振興課